

令和 6 年 第 1 回 定 例 会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 12 日 開会

令和 6 年 3 月 21 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

令和6年第1回鳴沢村議会定例会会議録

令和6年3月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三 浦 秀 康

2番 渡 辺 永 幸

3番 渡 辺 辰 也

4番 三 浦 雄一郎

5番 土 屋 文 明

6番 渡 辺 次 男

7番 三 浦 直 樹

8番 小 林 昭 一

9番 渡 邊 明 雄

10番 渡 辺 正 人

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子

総務課長 三浦寿得 税務課長 清水千恵

企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積

住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信

教育課長 木暮富人 会計管理者 梶原 充

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一

議会事務局書記 渡辺栄一

7、会議事件

承認第 1号 令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）を
定める専決処分につき承認を求める件

議案第 3号 鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正す

る条例を定める件

議案第 4 号 鳴沢村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 6 号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 7 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 8 号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 9 号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 10 号 鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 11 号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 12 号 鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 13 号 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 14 号 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の施

- 行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件
- 議案第 1 5 号 鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 1 6 号 鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 1 7 号 鳴沢村監査委員条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 1 8 号 鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 1 9 号 鳴沢村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 0 号 鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 1 号 鳴沢村水道法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 2 号 鳴沢村特別会計設置条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 3 号 鳴沢村簡易水道運営調整基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を定める件
- 議案第 2 4 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 5 号 鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 6 号 鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 7 号 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 28 号 鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 29 号 鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 30 号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件

議案第 31 号 富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約を改正する規約を定める件

議案第 32 号 令和 5 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 33 号 令和 5 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 34 号 令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 35 号 令和 6 年度鳴沢村一般会計予算

議案第 36 号 令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

議案第 37 号 令和 6 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

議案第 38 号 令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

議案第 39 号 令和 6 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議案第 40 号 令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計予算

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告
村長所信表明

日程第 3 会期の決定

日程第 4	承認第 1 号	令和 5 年度鳴沢村一般会計補正予算 (第 5 号) を定める専決処分につき 承認を求める件
日程第 5	議案第 3 号	鳴沢村職員等の旅費に関する条例の 一部を改正する条例を定める件
日程第 6	議案第 4 号	鳴沢村議会議員の報酬及び費用弁償 等に関する条例の一部を改正する条 例を定める件
日程第 7	議案第 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例を定める件
日程第 8	議案第 6 号	証人等の実費弁償に関する条例の一 部を改正する条例を定める件
日程第 9	議案第 7 号	職員の分限に関する手続及び効果に 関する条例の一部を改正する条例を 定める件
日程第 1 0	議案第 8 号	職員の懲戒の手続及び効果に関する 条例の一部を改正する条例を定める 件
日程第 1 1	議案第 9 号	鳴沢村職員の育児休業等に関する条 例の一部を改正する条例を定める件
日程第 1 2	議案第 1 0 号	鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関 する条例の一部を改正する条例を定 める件
日程第 1 3	議案第 1 1 号	鳴沢村職員の給与条例の一部を改正 する条例を定める件
日程第 1 4	議案第 1 2 号	鳴沢村会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の一部を改正

- する条例を定める件
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における条例通信技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 鳴沢村公共物の管理条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 鳴沢村監査委員条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 鳴沢村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 鳴沢村水道条例の一部を改正する条

例を定める件

- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 鳴沢村水道法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 鳴沢村特別会計設置条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 鳴沢村簡易水道運営調整基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を定める件
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める条例
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

		例の一部を改正する条例を定める件
日程第 3 1	議案第 2 9 号	鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件
日程第 3 2	議案第 3 0 号	山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件
日程第 3 3	議案第 3 1 号	富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約を改正する規約を定める件
日程第 3 4	議案第 3 2 号	令和 5 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 3 5	議案第 3 3 号	令和 5 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 6	議案第 3 4 号	令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 7	議案第 3 5 号	令和 6 年度鳴沢村一般会計予算
日程第 3 8	議案第 3 6 号	令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
日程第 3 9	議案第 3 7 号	令和 6 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
日程第 4 0	議案第 3 8 号	令和 6 年度介護予防支援事業特別会計予算
日程第 4 1	議案第 3 9 号	令和 6 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 2	議案第 4 0 号	令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計予算

◎議長挨拶

議長（渡辺正人君） 令和6年第1回定例会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。

今年の冬は、エルニーニョ現象による温暖化の影響で、桜の開花予想も例年より大分早くなっておりますが、三寒四温の時期と言われるように寒さと温かさを繰り返す気候となりますので、お体にご自愛いただきたいと思います。

さて、大田和地区で続いていたサルの被害についてですが、今年1月によりやく捕獲され、住民も安心されていることと思います。これまでご尽力された関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

次に、能登半島地震から2ヶ月が過ぎ、被災状況の全容が分かってきました。内閣府災害対策本部の2月末時点の報告では、石川県で亡くなられた方は241名、行方不明者は7名、そして建物の倒壊は7,459棟という状況です。ライフラインでは、断水している戸数は石川県で2万50戸、3月10日までに珠洲市の約110戸の上下水道が復旧したとのことですが、まだほとんどの家庭で断水が続いており、水不足が復興の大きな障害となっています。

本村においても、全ての水道管の交換にはまだ10年以上かかると見込まれておりますが、災害時に長期間の断水を想定し、飲み水、風呂、トイレ、洗濯など生活に最も欠かせない水をどのように住民に供給するか改めて検討をする必要があると思います。

次に、少子化について。2月27日に厚労省が発表した人口統計速報では、2023年1月から12月の出生数は過去最少の7万5,863人で、前年より4万人余り減り、8年連続の減少となったということです。

鳴沢村でも令和５年度の出生数は、現在１１名。昨年の出生数より３名減っております。少子化が止まらない状況が続いております。子育て支援策や婚活などの政策が求められていると思いますが、山梨県内の各自治体でどのような政策を行って、どの程度の成果が出ているのかを改めて調査してまいりたいと思います。

さて、本定例会では、令和６年度の当初予算（案）を含む議案の審議を予定しています。来年度の村の方針に関わる事案でありますので、皆様には村民目線で慎重審議いただきますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

開会 午前 ９時３２分

議長（渡辺正人君） ただいまから、令和６年第１回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（渡辺正人君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、小林昭一君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第２ 諸般の報告

議長（渡辺正人君） 日程第２、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、令和6年2月20日に山梨県自治会館において、町村議会議長会議が開催されました。審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、令和5年第4回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 小林昭一君。
議会運営委員長（小林昭一君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和5年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に申し出、12月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月1日午後1時30分及び6日午後1時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、3月1日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より3月21日までの10日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は、配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、3月4日正午までとすること。

以上であります。

次に、3月6日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、4日正午に通告が締め切られた5名6件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 続いて、総務教育厚生常任委員長 土屋文明君。

総務教育厚生常任委員長（土屋文明君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和5年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月1日午後2時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。委員全員と会議事件説明のため、総務課長及び総務課職員1名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、消防団についての1件であります。消防団の処遇改善や課題となっている人員確保の現状などを総務課より説明いただき、今後も消防団について継続調査を行うことにいたしました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 続いて、建設産業経済常任委員長 渡辺永幸君。

建設産業経済常任委員長（渡辺永幸君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和5年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月6日午後2時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。委員全員と議長、会議事件説明のため、教育課長及び教育委員会職員1名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、小学校電気設備・空調設備工事について、土地開発行為等調整会議の報告について及び山下商事の住民説明会に係る報告についての3件です。

会議では、まず教育委員会より、小学校電気設備・空調設備工事の進捗状況をご説明いただき、それについて意見交換を実施いたしました。

会議では、12月14日及び1月11日に開催された鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例に基づく土地開発行為等調整会議の内容について報告を行いました。

続いて、2月22日に開催された山下商事の住民説明会に係る報告を行いました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 続いて、広報常任委員長 渡邊明雄君。

広報常任委員長（渡邊明雄君） 広報常任委員会の閉会中の継続調

査について報告をさせていただきます。

令和5年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

1月19日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。委員全員と議長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第55号（案）についての1件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第55号についてのレイアウト、記事内容等を協議し、先月2月1日に配布いたしました。

今回の議会だよりでは、議会から村長への要望書の回答について特集し、行政視察レポートや、村内の工事現場等の視察などを掲載いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、村長より、所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 令和6年鳴沢村第1回定例会に臨みまして、所信表明の機会をいただきましてありがとうございます。私の村政運営に対する所信の一端を述べさせていただきます。議員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最近の社会情勢を見ますと、これまでのコロナ禍による地域経済の停滞やロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高騰の波は、私たちの日々の生活を直撃し、加えて、中東情勢の緊迫化によって深刻度はさらに増しており、住民生活は依然として不

安定な情勢にあります。

さらに、去年は、全国的に記録的な猛暑が続き、熱中症などの健康面はもとより、農作物等の生育にも大きな影響があったところであり、今後もこうした異常気象による影響を心配しているところでもあります。

一方で、我々の生活を一変させた新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症法上の位置づけが5類相当へと移行し、これまでの制限が緩和され、ようやく以前の生活や地域経済の回復が見られます。特に、富士五湖周辺では、インバウンド観光や国内観光も順調に回復し、地域経済が活性化してまいりました。

令和6年度の予算編成におきましては、物価高による生活支援、教育環境の整備、子育て世帯への支援、防犯対策、地域活性化策に重点を置いた予算編成を行いました。

今年4月20日に「フェスタなるさわ」という名称で生き生き広場においてイベントを開く予定です。これは、中止されたロードレースと比べると規模は小さくなりますが、つつじ祭りや富士天神山での花火大会に合わせて開催するものです。

ほかの事業内容は、物価高騰により打撃を受けている住民の生活を支えるため、また村内はじめとする地域経済を支援するために、住民1人当たり1万円の物価高騰対策商品券を配布いたします。

子育て世代への支援策といたしまして、生まれてきた赤ちゃんに対し10万円を支給いたします。そして、3歳未満児で入所されている園児の保育料が無料になるように調整し、自宅で保育をする家庭には月額2万円の補助をいたします。このように、親子の愛着形成が深まるよう、家庭での育児を行っている世帯に対しては、経済的支援を行ってまいります。その後、小学校入学時、中学校入学時、高校入学時といったそれぞれの節目に

入学祝い金を支給し、保護者の経済的負担を軽減いたします。

不妊治療費の助成、妊産婦に対する出産・子育て応援ギフトの配布といった子育て支援策を拡充し、少子化による人口減少を最小限に抑えるとともに、東京23区等からの移住支援、若年世帯の定住促進のための住宅等購入支援、また奨学金の返還に対する支援等を行い、村外からの移住定住を促進していく所存であります。

教育環境の整備につきましては、小学校の普通教室、特別教室、給食室への空調設備の整備を行います。温暖化による昨今の気温上昇により、冷涼な地域である鳴沢村でも30度を超える日が頻繁に発生し、熱中症などによる健康面への影響や授業への支障も生じております。今後もこのような猛暑が頻繁に発生すると思われますので、夏までに工事を完了したいと考えておりますが、資材の確保によっては工期が遅れる可能性もあるかと心配しております。

保育所関係においては、経年劣化により傷みが激しく安全性の面からも使用に不適切な遊具を撤去し、新たに魅力的な遊具を整備いたします。また、ホールの天井修繕、照明器具のLED化、シーリングファンの取替え等も行い快適な保育環境を整備いたします。

防犯対策としまして、現在村内の防犯灯を順次LED灯に変更しておりますが、村内全域の早急なLED化が必要であります。従来の蛍光灯式防犯灯と比較して格段に明るく、電気料も低く抑えることができるため、今年度全ての防犯灯をLED灯に変更し、防犯対策の強化を図り、安心・安全な地域づくりを進めてまいります。

地域の活性化を図るため、令和4年度から生き生き広場内に大型遊具を整備しておりますが、住民はもとより、近隣地域の家

族連れや観光客でにぎわっております。さらなる地域活性化策として、今年度は鳴沢村の観光スポットの目玉となり、鳴沢村を全国に発信できるような魅力的な施設の整備を考えております。

村の指定有形文化財であります魔王天神社においては、社殿の傷みが激しく腐食が進んでいるため、今年度第一区で修繕工事を予定しております。村でも、鳴沢村文化財保護条例に基づき第一区への補助を行い、神社を適正に管理し後世に引き継いでいきたいと考えております。

また、屋内テニスコート場をはじめとする村の体育施設も経年劣化による損傷が著しいため、順次修繕工事を行いながら施設の長寿命化を図りながら適切な維持管理に努めてまいります。また、老朽化が進んでおります現在の庁舎は、機能面や防災拠点としても非常に脆弱であるため、災害対策機能や感染症対策に対応できる庁舎建設を目指し、新庁舎建設委員会を立ち上げ、早急に庁舎建設を進めてまいる所存です。

今後も事業の効果や必要性など十分な検討を行い、最小の経費で最大の効果を目指し、国の各種制度や補助金、交付金等の活用に努めます。

これからさらに身を引き締め、全力を傾注してまいりますので、皆様にはより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。

議長（渡辺正人君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第３ 会期の決定

議長（渡辺正人君） 日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月２１日までの１０日間といた

したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から３月２１日までの１０日間と決定しました

◎日程第４ 承認第１号 令和５年度鳴沢村一般会計補正予算（第５号）を定める専決処分につき承認を求める件

議長（渡辺正人君） 日程第４、承認第１号令和５年度鳴沢村一般会計補正予算（第５号）を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 承認第１号令和５年度鳴沢村一般会計補正予算（第５号）を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第３号令和５年度鳴沢村一般会計補正予算（第５号）で、緊急を要するものとして、一般会計予算に３，３１７万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２６億３，０５７万６，０００円としたものであります。

歳出の内容につきましては、住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への給付金１，１９７万７，０００円、自立支援給付助成事業１，０６０万６，０００円、ふるさと納税推進事業１，０５９万５，０００円を計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、普通交付税１，５３８万７，０００円、国庫支出金１，５２９万４，０００円、県支出金２４９万７，０００円を見込んでおります。

速やかに事業を執行する必要があったため、２月９日に、地方

自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、各課長より説明いたします。

議長（渡辺正人君） それでは、詳細について担当課長より順次説明願います。総務課長 三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） それでは、歳入歳出予算要求書1ページをご覧ください。

普通交付税補正額1,538万7,000円、補正後の額6億5,085万7,000円となります。これは、この後説明いたします歳出事業の特定財源を除いた分の財源となります。

次のページをご覧ください。

企画課長（渡邊英博君） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、要求額1,030万円、補正後額3,810万円。

1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、均等割世帯分で給付費10万円掛ける80世帯、プラス事務費2,500円掛ける80世帯で820万円。こちらは、デフレ脱却のための総合経済対策により、令和5年度における住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給します。

2、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、子ども加算分で給付費5万円掛ける40人、プラス事務費2,500円掛ける40人で210万円。こちらは、令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給するものであります。

福祉保健課長（渡邊 積君） 5ページお願いいたします。

障害者自立支援給付費等負担金、要求額499万4,000円、補正後の額4,761万4,000円。国庫支出金になります。

次のページ、6ページお願いいたします。

同じく障害者自立支援給付費等の負担金で、こちらは県支出金になります。要求額249万7,000円、補正後の額2,380万7,000円になります。歳出の補正に伴う歳入の増額であります。

企画課長（渡邊英博君） 7ページをご覧ください。

ふるさと納税推進事業、要求額1,059万5,000円、補正後額3,810万円。

8ページをご覧ください。

補正事業の内容は、ふるさと納税寄附金が収入見込額5,400万円を上回る見込みのため、寄附者への返礼品等の関連経費を増額補正します。

補正予算計上理由ですが、令和5年12月現在、ふるさと納税寄附金が5,182万1,000円で、令和4年12月末現在の2,791万6,000円と比較して約1.9倍増加しています。さらに、The 絶景花火4月20日開催の観覧席チケットを新たに追加することにより、返礼品ポータルサイト手数料、業務委託料、システム利用料に不足額が生じることが予想されるためであります。

9ページをご覧ください。

消耗品費、要求額630万円、補正後額2,250万円、ふるさと応援寄附金返礼品、寄附額の30%で630万円。手数料、要求額15万円、補正後額327万円、内訳1でふるなびクレジット決済で寄附額の1%で4万円。ふるなびマルチペイメントサービス決済、寄附額の2.5%で11万円。委託料、要求額104万円、補正後額478万円。ふるさと応援寄附金業務

（さとふる以外）寄附額 4. 5 %で 1 0 3 万 9, 5 0 0 円。使用料、要求額 3 1 0 万 5, 0 0 0 円、補正後額 4 8 8 万 7, 0 0 0 円。

1 番でふるなびシステム寄附額の 1 0 %で 8 8 万円、ふるなびクレジットカードマルチペイメント 4, 5 0 0 円の 6 ヶ月の消費税で 2 万 9, 7 0 0 円。自治体マイページで 3, 7 5 0 円の 1 2 ヶ月の消費税で 4 万 9, 5 0 0 円。ふるちけサービス、寄附額の 5 %で 7 1 万 5, 0 0 0 円。ぴあ（プレイガイド）寄附額 1 0 %で 1 4 3 万円です。

福祉保健課長（渡邊 積君） 次に、自立支援給付助成事業についてご説明いたします。

1 1 ページをお願いいたします。

補正予算要求額は 1, 0 6 0 万 6, 0 0 0 円の増額で、補正後の額を 9, 6 8 7 万 7, 0 0 0 円とするものです。財源は国庫支出金 4 9 9 万 4, 0 0 0 円、県支出金 2 4 9 万 7, 0 0 0 円、一般財源 3 1 1 万 5, 0 0 0 円を見込んでおります。

次のページをご覧ください。

補正事業の内容は、障害福祉サービスの利用増加に伴い扶助費を増額補正し対応するものです。

事業費の内訳は、全額が障害福祉サービス利用費であります。

次に、住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育てへの世帯への給付金事業についてご説明いたします。

1 4 ページをご覧ください。

補正予算要求額は 1, 1 9 7 万 7, 0 0 0 円の皆増であります。財源は、地方単独事業のため全額一般財源となっておりますが、国庫からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 1, 0 3 0 万円の予算措置を見込んでおります。そのため実質村の負担額は 1 6 7 万 7, 0 0 0 円と見込んでおります。

15 ページをご覧ください。

補正事業の目的は、エネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受けた住民税非課税世帯に対し、生活・暮らしの支援を行うもので、令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯に対し10万円の給付と令和5年度分住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童について、1人当たり5万円の追加給付を行うものです。

17 ページをご覧ください。

事業費の内訳は、住民税均等割のみの課税世帯への給付金800万円、子ども加算分200万円とその関連事務費197万7,000円であります。令和5年12月22日の閣議決定において急遽支援策が決定したため、補正予算となったものであります。

以上で承認第1号の詳細説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第 5 議案第 3 号 鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第 6 議案第 4 号 鳴沢村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第 7 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第 8 議案第 6 号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第 5、議案第 3 号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件から日程第 8、議案第 6 号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件までの 4 件を一括して議題にいたしたいと思います。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第 3 号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件、議案第 4 号鳴沢村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を定める件、議案第 5 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第 6 号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条

例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、関連議案として一括にてご説明申し上げます。

4つの条例に関して、本村で規定している旅費等の一部については、現状支給金額が国家公務員等の旅費に関する法律で示されている金額より大幅に低い水準となっており、近隣市町村との均衡も全くとれておりません。支給基準については、自治体により異なりますが、鳴沢村においては、その基準を現在より厳格化することを前提とした上で、日当等の支給額を国、近隣市町村水準へ引上げるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、新旧対照表でご確認いただけるとおり、各区分においての日当、宿泊料の一部及び食卓料の支給金額を国及び近隣市町村同等額に引き上げを行い、支給基準においては、一般職、議会議員、特別職等にかかわらず、山梨県内の出張旅行に関しては一律支給しないこととし、その他の基準は一般職員の支給の例によるもの改正を行うものであります。

なお、附則として、施行期日は全条例とも令和6年4月1日から施行するものといたします。

以上で議案第3号から議案第6号までの提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号から議案第6号の4件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第6号の4件は原案のとおり決定しました。

◎日程第 9 議案第7号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第10 議案第8号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第9、議案第7号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第10、議案第8号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題にいたしたいと思います。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第7号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第

8号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、関連議案として一括にてご説明申し上げます。

本議案につきまして、地方公務員については、地方公務員法第16条第1号の規定等により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者については、条例で職員の失職に関する特例規定を定めない限り失職となります。ついては、予期せぬ交通事故等により禁固以上の刑に処された場合、有無を言わず失職となります。

民間企業等においては、一律解雇となるわけではなく、使用者の判断が必ず介在することになります。それらも踏まえ、地方公務員法では、条例による例外の定めを置くことが認められており、その定めに関する判断は各地方公共団体に委ねられておりますが、本村ではその規定が整備されておられません。

公務の遂行が複雑化、高度化する中で、自動車の利用が公私の主たる生活を送る中、残念ながら職員が過って事故に関与してしまった場合、またボランティア活動や地域活動などで過失により事故を起こしてしまった場合、そこには様々な事情が存在すると考えられる中で、何の考慮もなく職員が失職となることは、状況によっては職員にとって厳し過ぎる措置となるとともに、高度な知識や経験を持った有能な職員を失い、村にとって大きな損失となってしまう場合がございます。

これらを踏まえ、近年、多くの自治体が失職に関する特例規定を設けるための一部改正を行っているところでございます。職員の非違行為に対しては厳しく対処すべき前提の中で、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ刑の執行を猶予された

者については、情状により、その職を失わないものとする
ことができるとの規定を設けるため、所要の改正を行うもので
あります。また、それに付随して関連規定を整備するものであ
ります。

なお、附則として、施行期日は公布の日から施行するもの
とします。

以上で議案第7号及び議案第8号の提案理由の説明を終わ
ります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異
議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これ
を省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号及び議案第8号の2件を一括して採決
いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号
及び議案第8号の2件は原案のとおり決定しました。

◎日程第 1 1 議案第 9 号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第 1 1、議案第 9 号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長 三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第 9 号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、職員の育児休業等に関する条例において、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除外している場合においては、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める改正を行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、第 7 条第 2 項及び第 8 条において、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給対象から除いていた会計年度任用職員を含めるとともに、法制執務上の会計年度任用職員の定義を設けるものであります。

なお、附則として、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとします。

以上で議案第 9 号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第10号 鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第12、議案第10号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第10号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、

提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、個々の事情に応じた柔軟な働き方を職員が選択できる職場環境を整備することを目的に、職員による効果的かつ効率的な勤務を実現するとともに、公務能率の一層の向上にも資するものとして山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が改正され、同性パートナーである職員も男性職員の育児参加休暇を取得することができることとしております。

また、以前より、県職員や県内自治体の多くで夏季休暇は5日間付与されており、こうした最近の社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正内容としましては、別表第1、第11項の「男性職員の育児参加休暇」から「男性職員の」という規定を削り、第16項の夏季休暇の日数を「3日」から「5日」に改正するものであります。

なお、附則として、施行期日は令和6年4月1日から施行するものとします。

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡辺正人君) 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡辺正人君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第13 議案第11号 鳴沢村職員給与条例の一部を 改正する条例を定める件

議長(渡辺正人君) 日程第13、議案第11号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

総務課長(三浦寿得君) 議案第11号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

はじめに、字句等の軽微な内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

地方自治法の一部が改正され、地方公務員についても国家公務員と同様に在宅勤務等手当を支給することができることとされました。

2ページをご覧ください。

条例第9条の5を追加し、テレワーク勤務をする職員の水道光熱費の負担軽減を行うために、在宅等勤務手当を月額3,000

0円支給できる規定を整備するものであります。

現在、本村におきましては、テレワーク勤務をしている職員はおりませんが、将来的に多様な働き方に対応できるように条例を整備するものであります。

附則として、本条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第14 議案第12号 鳴沢村会計年度任用職員の給

**与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を定め
る件**

議長（渡辺正人君） 日程第14、議案第12号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第12号鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

はじめに、字句等の軽微な内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

鳴沢村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の1ページをご覧ください。

条例第9条の2は、先ほど説明した議案第11号鳴沢村職員給与条例の第9条の5と同様、フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当を規定するものであります。

2ページをご覧ください。

条例第13条の2及び第19条の2において、地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できることになったことを受け、常勤職員に準じて勤勉手当を支給するための改正を行うものであります。

5ページから9ページをご覧ください。

令和5年8月7日付の人事院勧告及び一般職の国家公務員の給与改定、山梨県職員の給与改定等を考量し、本村会計年度任用職員の給料の改定を行う必要があるため、鳴沢村会計年度任用

職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもの
あります。

会計年度任用職員の一般行政職給料表及び看護・保健職給料表
を国家公務員の俸給表に準じて改めるものであります。

令和５年１２月定例会において正規職員における給料表の改定
を行いました。今回は会計年度任用職員が対象となり、令和
６年４月１日から施行いたします。

以上で議案第１２号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す
ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第１２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案の
とおり決定しました。

◎日程第 1 5 議案第 1 3 号 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第 1 5、議案第 1 3 号鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第 1 3 号鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

主な内容として、現行の健康保険証は令和 6 年 1 2 月 2 日に廃止され、原則としてマイナンバーカードに一本化されることとなりました。一部では、紙の資格確認書が残るようです。

しかし、医療費の助成については、現在は健康保険証を利用して受給資格の確認を行っていますが、今後はどの健康保険に加入しているかなどの医療保険給付関係情報等を確認するために、個人番号を利用して医療保険給付関係情報等を照会する必要があります。地方公共団体の個人番号独自利用事務については、個人番号の情報連携を条例で定めなければなりません。

本議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたこと及び同法律第9条第2項の規定により個人番号の利用範囲を条例に基づき追加する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

はじめに、字句等の軽微な内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1ページから2ページの改正内容は、法改正に伴う語句の改正になります。3ページから最終ページまでは番号法に伴う独自利用事務の情報連携項目等を追加し定めるものとなります。

主なものとしては、福祉医療をはじめとし養育医療、不妊治療費の助成や小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務等を定めます。

本条例を改正することにより、個人番号による情報連携が可能となり、申請者にとっては提出する添付書類の大幅な削減となるほか、職員の事務効率化も図ることができます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡辺正人君) 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡辺正人君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第16 議案第14号 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等及び地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件

議長(渡辺正人君) 日程第16、議案第14号行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第14号行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

主な内容としまして、第1条から6条については、法改正に伴い技術中立性を明らかにする観点から、「磁気ディスク、シー・ディー・ロム等」に関する記述を「電磁的記録媒体」等の媒体の種類を示さない抽象的規定に改めるものであります。

なお、7ページの第4条の鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中の第23条については、書面掲示の義務づけが見直され、書面掲示に加えインターネットを利用して公表するための文言の改正となるものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。また、附則のただし書については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の施行日に合わせて令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第14号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第17 議案第15号 鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第17、議案第15号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第15号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

年々厳しくなる消防団員確保の状況を受け、消防団員の任用要件の見直し及び消防団の年間報酬、出動手当を総務省消防庁が

定める非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、増額とするため、所要の改正を行うものであります。

はじめに、字句等の軽微な内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

改正内容は、第3条第1項中の「消防委員会」を消防組織法の記載に合わせて「消防団」に変更し、さらに同条第1号に「鳴沢村の区域の近隣に居住し、団長が消防団活動を支障なく行えると認める者」の一文を追加し、居住地の要件について緩和を行うものであります。

また、第5条第2項第2号中の「鳴沢村の区域外に転住したとき」を「第3条第1号に該当しなくなったとき」に変更し、第3条同様に居住地の要件について緩和を行うものであります。

次に、第12条中団員階級の報酬について、非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき「1万円」から「3万6,500円」とし、これに合わせ副分団長の報酬を「3万円」から「4万5,000円」とし、班長の報酬を「2万円」から「4万円」と改定するものであります。

次に、第13条中出動手当について、「1回1,000円」としていたものを、災害、警戒、訓練全てにおいて1時間につき1,000円を支給することとし、報酬と併せ処遇改善を図るものであります。ただし、1回の支給については8,000円を上限といたします。

なお、附則として、施行期日は令和6年4月1日からとするものであります。

以上で議案第15号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第18 議案第16号 鳴沢村公共物管理条例の一部 を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第18、議案第16号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第16号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

道路法施行令の一部改正に伴い、現在の村有土地の使用料を国

に準じて改定する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、条例第１７条及び第１７条関係の別表に定める村有土地の使用料について、鳴沢村道路法施行条例の規定を準用する内容に改正するものであります。

２ページ及び３ページをご覧ください。

別表に規定されている物件のうち、柱類、共架電線類、地下電線類、広告塔、管類につきましては、鳴沢村道路法施行条例第７条関係の別表にも規定されている物件であり、使用料についても同額とする必要があることから、本条例における別表及び備考から削除し、内容を改めるものであります。

附則として、施行期日を令和６年４月１日とするものであります。

以上で議案第１６号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第19 議案第17号 鳴沢村監査委員条例の一部を
改正する条例を定める件**

議長（渡辺正人君） 日程第19、議案第17号鳴沢村監査委員条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第17号鳴沢村監査委員条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、影響のある本条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正点についてご説明させていただきます。

引用規定の整理や字句の変更につきましては割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

議案の1ページをご覧ください。

条例第5条、「請求または要求に基づく監査」の条文の中で地方自治法を引用しておりますが、地方自治法自体に新規の第243条の2から第243条の2の6が追加され、条文にずれが生じたため、監査委員条例を一部改正し、条文中の「第243条の2の2」から「第243条の2の8」に変更するもので、内容についての変更はございません。

なお、附則として、施行期日は令和6年4月1日とするものであります。

以上で議案第17号の提案理由の説明を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第20 議案第18号 鳴沢村道路法施行条例の一部 を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第20、議案第18号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長

小林昌信君。

振興課長（小林昌信君） 議案第18号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

道路法施行令（昭和27年政令479号）の一部改正に伴い、現在の道路占用料を国に準じて改定する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

条例第7条関係の別表について、占用物件の種別ごとに占用料を改正するものです。種別ごとの説明は省略させていただきますが、上位法令である道路法施行令の一部を改正する政令において、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ額が改正されたもので、同政令に準拠して村条例を改正するものであります。

1ページをご覧ください。

また、このほか第7条1項で政令第7条第10号及び第11号を政令第7条第8号に掲げる施設のうち、特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に、また道路法施行規則の繰上げに伴う改正等を併せて行うものであります。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で議案第18号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第21 議案第19号 鳴沢村簡易水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する
条例を定める件**

議長（渡辺正人君） 日程第21、議案第19号鳴沢村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長 小林昌信君。

振興課長（小林昌信君） 議案第19号鳴沢村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和5年5月8日公布、地方自治法等の一部を改正する法律に

より指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたため、第6条、議会の同意を要する賠償責任の免除において引用している「地方自治法第243条の2の2」が「地方自治法第243条の2の8」に繰り下がるものであります。

なお、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で議案第19号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第22 議案第20号 鳴沢村水道条例の一部を改正

する条例を定める件

◎日程第 2 3 議案第 2 1 号 鳴沢村水道法施行条例の一部 を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第 2 2、議案第 2 0 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第 2 3、議案第 2 1 号鳴沢村水道法施行条例の一部を改正する条例を定める件の 2 件を一括して議題にいたしたいと思います。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長 小林昌信君。

振興課長（小林昌信君） 議案第 2 0 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第 2 1 号鳴沢村水道法施行条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、関連議案として一括にてご説明申し上げます。

令和 5 年 5 月 2 6 日公布、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、令和 6 年 4 月 1 日より水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることとなりました。これに伴い、鳴沢村水道条例及び鳴沢村水道法施行条例において引用している箇所の改正をするものであります。

また、簡易水道事業において、令和 6 年 4 月 1 日から現在の特別会計から公営企業会計に移行することに伴い、今後検討が必要となってくる水道料金の改定について、議案第 2 0 号水道条例第 2 3 条料金において、料金の改定を行う際には、事前に審議会の意見を聴くことを新たに規定するものであります。

なお、附則として、施行期日は両条例とも令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で議案第２０号及び第２１号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第２０号及び議案第２１号の２件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第２０号及び議案第２１号の２件は原案のとおり決定しました。

◎日程第２４ 議案第２２号 鳴沢村特別会計設置条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第２５ 議案第２３号 鳴沢村簡易水道運営調整基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を定め

る件

議長（渡辺正人君） 日程第２４、議案第２２号鳴沢村特別会計設置条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第２５、議案第２３号鳴沢村簡易水道運営調整基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を定める件の２件を一括して議題にいたしたいと思います。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長 小林昌信君。

振興課長（小林昌信君） 議案第２２号鳴沢村特別会計設置条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第２３号鳴沢村簡易水道運営調整基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、関連議案として一括にてご説明申し上げます。

令和６年４月１日より簡易水道事業につきましては、現在の特別会計から公営企業会計へ移行されることに伴い改正を行うものであります。

まず、議案第２２号鳴沢村特別会計設置条例の一部を改正する条例を定める件につきましては、第１条第２号の「簡易水道事業特別会計簡易水道事業」を削り、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げるものであります。

なお、経過措置として、簡易水道事業特別会計の廃止の際、同会計に属する余剰金、債権、債務及び資産は、鳴沢村簡易水道事業会計に引き継ぐものとするいたします。

次に、議案第２３号鳴沢村簡易水道運営調整基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を定める件につきましては、公営企業会計に移行することに伴い条例の必要がなくなるため廃止をするものであります。

なお、附則として、施行期日は両条例とも令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第22号及び第23号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号及び議案第23号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号及び議案第23号の2件は原案のとおり決定しました。

◎日程第26 議案第24号 鳴沢村介護保険条例の一部を 改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第26、議案第24号鳴沢村介護保険条

例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長 渡邊 積君。

福祉保健課長（渡邊 積君） 議案第24号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、介護保険法第117条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画を策定することに伴い、新たな保険料額及び所得段階並びにその期間を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案の1ページをご覧ください。

第2条第1項中、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号から第9号に規定されている保険料額をそれぞれ記載のとおり改めるものであります。

また、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の改正により、第1号被保険者の標準段階が現行の標準9区分から標準13区分に多段化されたことに伴い、第10号から第13号までを追加し、新たに保険料額を規定するものであります。

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の保険料基準年額が同項第5号改正前の6万4,800円であったため、第9期介護保険事業計画では、年額で4,800円、月額で400円減額することになります。第9期介護保険事業計画での保険料算定に関しましては、第8期計画期間の給付等の実績値及び伸び率等から、第9期のサービス見込み量等を推計し、サービス給付費総額、保険料収納必要額、人口推計に基づく第1号被保険者数などを算定した上で、介護保険準備基金から計画期間の3年間で4,100万円ほどを充当し、保険料基

準年額を算定したものであります。

保険料に関する県内の動向としましては、これまで各市町村で積み立てられた介護保険準備基金を活用し、被保険者に還元するため基金を大きく取り崩して保険料に反映させることが望ましいといった方向性が示されており、その指針に基づいた算定となっております。

なお、これらの保険料額を含めた第9期介護保険事業計画につきましては、12月26日及び2月29日に鳴沢村高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画懇話会を開催し、計画案に対して委員の皆様のご承認をいただきましたことを申し添えます。

2ページをご覧ください。

同条第2項から第4項において規定されている期間及び保険料額をそれぞれ記載のとおり改めるものであります。この第2項から第4項までにつきましては、低所得者に対する保険料軽減強化としての減額賦課に関する規定となっており、保険料基準額に対して第1段階が1,000分の285、第2段階は1,000分の485、第3段階は1,000分の685の割合でそれぞれ引き下げるものであります。

3ページをご覧ください。

標準段階が多段階化されたことに伴い、賦課期日後に第1号被保険者の資格取得等があった場合の保険料の規定について記載のとおり文言を改めるものであります。

なお、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行し、経過措置として改正後の第2条の規定は令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第27 議案第25号 鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第28 議案第26号 鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第２７、議案第２５号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第２８、議案第２６号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の２件を一括して議題にいたしたいと思います。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長 渡邊 積君。

福祉保健課長（渡邊 積君） 議案第２５号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第２６号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の２議案について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、議案第２５号、議案第２６号ともに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和６年１月２５日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正点が多岐にわたるため、主要な改正箇所についてのみ説明し、字句や条項ずれ補正等の軽微な改正につきましては説明を省略させていただきます。また、第２５号及び第２６号に共通する同様の趣旨の改正については、先行する議案の改正内容についてのみ説明し、以降は割愛させていただきますので、あら

かじめご了承をお願いいたします。

議案第25号の2ページをご覧ください。

第4条第2項は、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤ケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、要介護者の数が44人以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数ごとに1ずつ増すこととするものであります。

また、同条第3項は、国保中央会のシステムを活用しかつ事務職員を配置している場合においては、前項における要介護者の数を49とするものであります。

3ページをご覧ください。

第5条第3項は、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所等でなくても差し支えない旨を明確にするため、文言を削るものであります。

第6条第2項及び次ページ第3項は、居宅サービス利用計画における各サービス利用割合などに関する利用者への説明について、当該義務づけを努力義務に変更するものであります。

6ページをご覧ください。

第15条に、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定を新たに設けるものであります。

7ページをご覧ください。

同じく15条に、指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、一定の要件を満たした上で利用者の居宅を訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする規定を新たに設けるものであります。

9 ページをご覧ください。

第24条第3項として、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することとする規定を新たに設けるものであります。また、第31条第2項に第15条により作成した身体的拘束の記録について、2年間の保存を義務づける規定を新たに設けるものであります。

なお、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行し、第24条に1項を加える規定は令和7年4月1日から施行するものとします。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

引き続きまして、議案第26号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第25号と同様の趣旨の改正については、説明を割愛させていただきます。

1 ページをご覧ください。

介護保険法の改正により、指定居宅支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになることに伴い、第3条第2項に指定介護予防支援を行う場合の従業者の基準として、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないことを新たに規定するものであります。

2 ページをご覧ください。

指定介護予防支援を行う場合の管理者の基準として、第4条第3項に、やむを得ない理由がある場合を除き常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと、同条第4項に、管理者は同一の事業所の他の職務に従事する場合や管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、もっぱらその職務に従事する者でなければなければならないこととする規定を新たに設けるものであります。

4 ページをご覧ください。

第 1 1 条第 2 項及び第 3 項として、指定居宅介護支援の基準と同様に、利用者から交通費の支払い及びサービス費用の説明等に関する規定を新たに設けるものであります。

1 0 ページをご覧ください。

第 3 1 条第 3 1 項として、村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者に対し村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を提供することとする規定を新たに設けるものであります。

なお、附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、第 2 2 条に 1 項を加える規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとします。

以上で議案第 2 6 号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第２５号及び議案第２６号の２件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第２５号及び議案第２６号の２件は原案のとおり決定しました。

◎日程第２９ 議案第２７号 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第３０ 議案第２８号 鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第２９、議案第２７号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第３０、議案第２８号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の２件を一括して議題にいたしたいと思います。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長 渡邊 積君。

福祉保健課長（渡邊 積君） 議案第 27 号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第 28 号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の 2 議案について、提案理由をご説明いたします。

本条例改正は、議案第 27 号、議案第 28 号ともに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 6 年 1 月 25 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正点が多岐にわたるため、主要な改正箇所についてのみ説明し、字句や条項ずれ補正等の軽微な改正につきましては、説明を省略させていただきます。また、複数の形態の介護保険施設について同内容の改正がなされておりますので、本村に所在する介護保険施設に関わる部分について主に説明させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

議案第 27 号の 2 ページをご覧ください。

介護療養型医療施設については、健康保険法等の一部を改正する法律によって廃止が決定され、経過措置期限の到来により完全廃止となるため、同施設に関する第 6 条第 5 項第 11 号の規定を削るものであります。

4 ページをご覧ください。

第 34 条第 3 項として、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看

護事業者は、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することとする規定を新たに設けるものであります。

なお、この規定については、後段の条文において富士山荘やふきのとうなどの指定地域密着型通所介護事業者をはじめ本条例に規定する他のサービス全てに準用されるものであります。

8 ページをご覧ください。

第59条の4は、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、指定地域密着型通所介護事業所の管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地内における他の事業所等でなくとも差し支えない旨を明確化するため、文言を削るものであります。

9 ページをご覧ください。

第59条の9に指定地域密着型通所介護事業者について、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定を新たに設けるものであります。

10 ページをご覧ください。

第59条の19第2項に、第59条の9により作成した身体的拘束等の記録について2年間の保存義務をつける規定を新たに設けるものであります。

22 ページをご覧ください。

第106条の2として、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、指定小規模多機能型居宅介護事業者について、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置することとする規定を新たに設けるものであります。

なお、この規定については、後段の条文において富士山荘ふる

さなどの指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等他の居住系サービスに準用されるものとなっております。

36ページをご覧ください。

第165条の2に、入所者への医療提供体制を確保する観点から、指定地域密着型介護老人福祉施設の緊急時等における対応方法について、嘱託医及び協力医療機関の協力を得て連携方法等を定めることとし、また1年に1回以上対応方法の見直しを行うこととする規定を新たに設けるものであります。

37ページをご覧ください。

第172条に指定地域密着型介護老人福祉施設において、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、適切な対応が行われるよう一定の要件を満たす協力医療機関を定めることとし、また1年1回以上協力医療機関との間で対応等を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について村長に届け出ること。新興感染症発生時等における対応について、第二種協定指定医療機関と協議すること。入院した入所者が退院した際に、速やかに再入所させることができるよう努めることとする規定などを新たに設けるものであります。

41ページをご覧ください。

第187条第5項として、ユニット型施設の管理者は、ユニット型施設の管理に係る研修を受講するよう努めなければならないこととする規定を新たに設けるものであります。

49ページをご覧ください。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行し、第34条に1項を加える規定は令和7年4月1日から施行するものとします。また、第2条から第4条までの各経過措置規定をそれぞれ条建てで定めるものであります。

以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

引き続きまして、議案第２８号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第２８号につきましては、鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスについて、議案第２７号の改正内容と同様の改正を行うものとなっており、主な内容は、管理者が兼務できる事業所等の範囲の緩和、重要事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等における第二種協定指定医療機関との連携など第２７号議案の説明と重複するため、各条項の説明は割愛させていただきます。

１６ページをご覧ください。

附則として、この条例は令和６年４月１日から施行し、第３２条に１項を加える規定は令和７年４月１日から施行するものとします。また、第２条及び第３条の各経過措置規定をそれぞれ条建てで定めるものであります。

なお、協力医療機関との連携に関する規定は努力義務となっているため、経過措置規定はございません。

以上で議案第２８号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第２７号及び議案第２８号の２件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第２７号及び議案第２８号の２件は原案のとおり決定しました。

◎日程第３１ 議案第２９号 鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第３１、議案第２９号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長 渡邊 積君。

福祉保健課長（渡邊 積君） 議案第２９号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和５年５月１９日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案の１ページをご覧ください。

本条例改正につきましては、これまで法の条文では使用されていなかった「接近禁止命令」等の用語が法律において定められたことに伴い、退去等命令の根拠である法第１０条の２の引用を加えたものであります。

なお、附則として、この条例は令和６年４月１日より施行するものであります。

以上で議案第２９号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第２９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 3 2 議案第 3 0 号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件

議長（渡辺正人君） 日程第 3 2、議案第 3 0 号山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長 三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 議案第 3 0 号山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件について、提案理由をご説明申し上げます。

山梨県市町村総合事務組合規約の変更には、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により関係地方公共団体との協議が必要です。この協議には、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決が必要であるためであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

議案 3 ページ、別表第 2、第 3 条第 5 号に掲げる事務の項中、「丹波山村」の次に「、東山梨行政事務組合」を、「東八代広域行政事務組合」の次に「、峡南広域行政組合」を、「峡北広域行政事務組合」の次に「、富士五湖広域行政事務組合」を加えるものであります。これは、令和 6 年 4 月 1 日から東山梨行政事務組合、峡南広域行政組合及び富士五湖広域行政事務組合の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を山梨県市町村総合事務組合が新規に共同処理するためであります。

附則として、この規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとし、経過措置としまして、第 2 項で改正後の別表第 2、第 3 条第 5 号に掲げる事務の項の規定はその有効期間の始期が令和 7 年 4 月 1 日以後である競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務について適用し、その有効期間の始期が同日前である競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務については、なお従前の例によるものとしております。

以上で議案第30号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第33 議案第31号 富士吉田市外二町四村一組合
ことばの教室設置協議会規約
を改正する規約を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第33、議案第31号富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約を改正する規約を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長

木暮富人君。

教育課長（木暮富人君） 議案第31号の富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約を改正する規約を定める件について、ご説明申し上げます。

この改正は、富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会の名称変更及び根拠法令の条項ずれを改正することに伴い、本協議会の規約を変更するため、地方自治法第252条の6の規定により、関係地方公共団体と協議を行うにあたり、同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決が必要とするものです。

詳細な説明として、ことばの教室は、富士吉田市立下吉田第2小学校内に設置され、当村でも障害を有する子どもが通っていますが、対象となる障害が細分化されことばだけではなくなっていることから、「ことばの教室」を「通級指導教室」に名称を変更するものであります。

以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 3 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和 5 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）

◎日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和 5 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議長（渡辺正人君） 日程第 3 4、議案第 3 2 号令和 5 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 3 6、議案第 3 4 号令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）までの 3 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 議案第 3 2 号令和 5 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 3 4 号令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）までの 3 議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和 5 年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものや余剰金の処分として新たに 6, 3 1 0 万 8, 0 0 0 円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を 3 6 億 8, 6 1 0 万 4, 0

００円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、自立支援給付助成事業４８０万８，０００円、農業振興事業６９万２，０００円、余剰が見込まれる１億５，７９７万１，０００円を公共施設建設基金に積み立てるほか、年度末となり決算見込額が把握できる状況となったことから、減額できる部分について不用額の減額を行うものです。

歳入の内訳としましては、普通交付税６，２１２万４，０００円、一般寄附金４，０００万円、村税４５０万円などを見込むものであります。

なお、地方自治法第２１３条第１項の規定により、令和６年度への繰越明許費として住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への給付金１，１９７万７，０００円を追加で設定し、戸籍住民基本台帳費の繰越明許費設定額を３６０万円３，０００円から９３９万４，０００円へ変更するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第３２号から議案第３４号までの提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第３２号から議案第３４号までの３件については、会議規則第３６条第１項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第３７ 議案第３５号 令和６年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第３８ 議案第３６号 令和６年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第 3 9 議案第 3 7 号 令和 6 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第 4 0 議案第 3 8 号 令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第 4 1 議案第 3 9 号 令和 6 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第 4 2 議案第 4 0 号 令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計予算

議長（渡辺正人君） 日程第 3 7、議案第 3 5 号令和 6 年度鳴沢村一般会計予算から日程第 4 2、議案第 4 0 号令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 議案第 3 5 号令和 6 年度鳴沢村一般会計予算から議案第 4 0 号令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計予算までの 6 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 3 5 号令和 6 年度鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額 2 3 億 1, 0 3 4 万 2, 0 0 0 円で、前年度比 6 %、1 億 3, 0 4 5 万 4, 0 0 0 円の増となりました。

国内の景気は、雇用・所得環境が改善される下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。

その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰など日本経済を取り巻く環境は厳しさが増しております。

地方自治体を取り巻く環境も少子高齢化の進行をはじめとする多様な課題が山積みされているところであります。当村において、村税収入については、令和 6 年度分の所得税について、定額減税が実施されることから、個人村民税は大幅な減となりますが、固定資産税や入湯税の増が見込まれることから、前年度

と比較して0.2%の増収が見込まれます。

なお、定額減税による減収分は全て地方特例交付金として国から補填されます。また、地方交付税については、令和6年度の国の地方財政計画においても前年度と同水準を確保するとされていますが、将来的には徐々に減少することが推測されています。

一方、歳出面では、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持補修費の増加等により、今後財政の硬直化が懸念されます。

このような財政状況の中、より一層の財源確保が求められるところであり、不急の支出を抑え、可能な限り国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。また、ふるさと応援寄附基金を活用し、各種事業への充当を行います。

歳出においての新規事業などについては、所信表明で一端を述べさせていただきましたが、主な歳出といたしまして、村道の舗装打替工事を行う村道改良事業6,805万5,000円、個人番号利用事務系業務システム標準化に対応するための準備を行う共通電算機整備・管理事業5,344万円、いきやりの湯の管理等を業務委託する鳴沢いきやりの湯運営事業4,832万9,000円、保育所の遊具更新やホール照明器具、シーリングファン等の改修を行う保育所運営事業3,995万1,000円、村民体育館外壁塗装、防水工事や屋内テニスコート場外壁塗装工事を行う体育施設管理運営事業3,715万8,000円、ふるさと応援寄附金の広報及び返礼品や受納証明書等の発送を行うふるさと納税推進事業3,563万3,000円、生き生き広場に展望台を設置する生き生き広場管理事業3,385万1,000円、物価高騰対策商品券を村民1人につき

1万円分を配布する物価高騰対策商品券発行事業3, 367万2, 000円などを計上しております。

歳入につきましては、村税8億2, 595万3, 000円、地方交付税6億8, 157万円、地方譲与税及び各種交付金1億8, 435万円、国庫支出金1億3, 812万7, 000円、県支出金1億1, 025万1, 000円などを見込んでおります。

続いて、議案第36号令和6年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から議案第39号令和6年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの4件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして、8億2, 551万4, 000円で、前年度比11.1%、1億283万1, 000円の減となっております。

これは、簡易水道事業特別会計が長期的に安定した事業を運営していくため、令和6年4月1日より地方公営企業法を適用した企業会計へ移行することによるものであります。

続いて、議案第40号令和6年度鳴沢村簡易水道事業会計予算につきましては、歳入総額1億5, 182万9, 000円、歳出総額1億6, 768万5, 000円となります。

新たな事業会計のため、前年度と比較ができませんが、参考に令和5年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算と比べ歳入は18.7%、2, 388万4, 000円の増、歳出は31.1%、3, 974万円の増となりました。

以上が令和6年度一般会計、特別会計並びに公営企業会計の予算概要となりますが、引き続き歳入の確保及び歳出の節減・合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第35号から議案第40号までの6件についての提

案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号から議案第40号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（渡辺正人君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月13日から20日までの8日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月13日から20日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は3月21日午前10時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前 11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月12日

議会議長

署名議員

署名議員

令和6年3月21日再開

1、出席議員

1 番	三 浦 秀 康	2 番	渡 辺 永 幸
3 番	渡 辺 辰 也	4 番	三 浦 雄一郎
5 番	土 屋 文 明	6 番	渡 辺 次 男
7 番	三 浦 直 樹	8 番	小 林 昭 一
9 番	渡 邊 明 雄	10 番	渡 辺 正 人

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子
総務課長 三浦寿得 税務課長 清水千恵
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信
教育課長 木暮富人 会計管理者 梶原 充

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局書記 渡辺栄一

5、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第32号 令和5年度鳴沢村一般会計補正予算
(第6号)
日程第4 議案第33号 令和5年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第34号 令和5年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第3号)

日程第 6	議案第 3 5 号	令和 6 年度鳴沢村一般会計予算
日程第 7	議案第 3 6 号	令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別 会計予算
日程第 8	議案第 3 7 号	令和 6 年度鳴沢村介護保険特別会計 予算
日程第 9	議案第 3 8 号	令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業 特別会計予算
日程第 1 0	議案第 3 9 号	令和 6 年度鳴沢村後期高齢者医療特 別会計予算
日程第 1 1	議案第 4 0 号	令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計 予算
日程第 1 2	発委第 1 号	鳴沢村議会会議規則の一部を改正す る規則を定める件
日程第 1 3	発委第 2 号	鳴沢村議会委員会条例の一部を改正 する条例を定める件
日程第 1 4	同意第 1 号	鳴沢村教育長の任命に同意を求める 件
日程第 1 5	一般質問	
日程第 1 6	委員会の閉会中の継続調査の件	

再開 午前10時00分

議長（渡辺正人君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦秀康君、渡辺永幸君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（渡辺正人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和5年第4回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は、自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、5番 土屋文明君。

5番（土屋文明君） 令和5年第4回鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

令和5年12月27日午前10時より招集され、会議が行われました。

出席者は、議員18名と、会議事件説明のために外川健志組合長をはじめ、事件説明のために執行部2名の出席がありました。

本会議においては、会議事件は5件で、補欠議員5名の議席の指定がありました。

次に、会議録署名議員の指名が行われ、8番 渡辺国春君、1

2 番、中野貴民君が指名されました。

会期は、1 2 月 2 7 日の 1 日間と決定されました。

続いて、5 名の常任委員会所属の指名及び正副委員長選出が行われました。

議案第 4 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合条例の左書き及び用語等の統一に関する条例の制定について、組合の条例は縦書き、横書きが混在し、用語の統一性が散見することから、制定を変更するためです。

議案第 5 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合長等の給与及び旅費規程条例の一部を改正する条例を定めることについて、これは人事院の給与に関する勧告及び改正が必要のためです。

続いて、議案第 6 号山梨県市町村総合事務組合規約変更の件、これは競争入札に参加する事務組合の資格審査に県内 3 つの行政事務組合が加わるための規約変更です。

議案第 7 号令和 5 年度一般会計補正予算（第 2 号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 6 8 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 3, 2 5 9 万 9, 0 0 0 円とするもので、いずれも原案のとおり可決いたしました。

続いて、令和 5 年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第 2 号）についてを議題とし、歳入歳出予算のそれぞれに 8 5 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 0 1 7 万 2, 0 0 0 円とすることで原案のとおり可決されました。

続いて、渡邊明雄君の議長辞職願により、議長辞職の件を追加日程第 1 とし決定されました。

続いて、議長の選挙を追加日程第 2 とし、指名選挙で小林昭一君が議長に指名されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての

報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 続いて、河口湖南中学校組合議会、8番 小林昭一君。

8番（小林昭一君） 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

令和5年12月18日午後2時より招集され、令和5年第3回河口湖南中学校組合議会臨時会が行われました。

議員12名と、会議事件説明のために副組合長、小林茂澄鳴沢村長、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合長、外川健志氏、教育委員4名ほか事件説明のため執行部及び事務局の出席がありました。

本会議において、議席の指定、会議録署名議員の指名に続き、会期は12月18日1日間と決定されました。

会議事件は1件で、内容としましては、選挙第3号河口湖南中学校組合組合長の選挙について、これは河口湖南中学校組合規約第7条第2項の規定により、河口湖南中学校組合組合長の選挙を行うものです。副組合長、小林茂澄鳴沢村長より指名推選により、富士河口湖町長、渡辺英之氏に決定いたしました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 続いて、富士五湖広域行政事務組合議会、2番 渡辺永幸君。

2番（渡辺永幸君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

令和5年第4回富士五湖広域行政事務組合議会臨時会が12月25日午後2時15分より開催されました。

議員19名と、会議事件説明のために代表理事、堀内 茂富士吉田市長、理事、小林茂澄鳴沢村長をはじめ、ほかの理事と執

行部及び事務局の出席がありました。

会期は、１２月２５日１日間と決定されました。

会議事件は４件で、内容としましては、選挙第２号議会議長の選挙については指名推選とし、富士河口湖町、外川 満議員が選任されました。

選任第５号常任委員の補欠選任については、総務委員会２名、消防委員会１名の新人が選任されました。

議案第１６号富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正について、人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びにこれに伴う国家公務員給与の改定等に鑑み改正するものです。

議案第１７号富士五湖広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例を改正するものです。

議案第１６号は総務委員会に、議案第１７号は消防委員会にそれぞれ付託され、委員長より、原案のとおり可決するべきものと決した報告がありました。

選挙１件、選任１件、議案２件、全て原案のとおり承認並びに可決することに決定いたしました。

続いて、令和６年第１回富士五湖広域行政事務組合議会定例会が２月２０日午後２時１５分より開催されました。議員１６名と、会議事件説明のために代表理事、堀内 茂富士吉田市長、理事、小林茂澄鳴沢村長をはじめ、ほかの理事と執行部及び事務局の出席がありました。

会期は、２月２０日、２１日の２日間と決定されました。

会議事件は８件で、内容としましては、報告第１号専決処分報告について（令和５年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補

正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３５万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８億８，３３１万９，０００円となります。

議案第１号令和６年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ１９億３，８１９万１，０００円であり、前年度予算に比べ５，５２２万７，０００円の増額となっております。

歳入では、関係市町村からの負担金１９億９４９万３，０００円、国庫支出金１，９７５万８，０００円、県支出金５７５万３，０００円、諸収入２６６万９，０００円が主なものであります。

歳出では、議会費２１２万４，０００円、総務費５，１３０万７，０００円、消防費１８億３４万９，０００円、公債費８，２４１万１，０００円が主なものであります。

議案第２号令和６年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億１，４８０万７，０００円であり、前年度予算に比べ２５２万５，０００円の減額となっております。

歳入では、関係市町村からの負担金８，４６２万６，０００円、使用料及び手数料３，００６万５，０００円が主なものであります。

歳出では、火葬場の管理運営に関する総務費１億１，２８０万７，０００円が主なものであります。

議案第１号、議案第２号は予算特別委員会に付託され、委員長より、原案のとおり可決すべきものと決した報告がありました。

議案第３号富士五湖広域行政事務組合監査委員条例の一部改正について、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い改正

するものです。

議案第4号富士五湖広域行政事務組合消防手数料条例の一部改正について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い改正するものです。

議案第5号山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、山梨県市町村総合事務組合の入札参加審議業務に共同処理団体として新たに加入することに伴い変更するものです。

議案第3号、議案第5号の2議案は総務委員会に、議案第4号は消防委員会にそれぞれ付託され、委員長より、原案のとおり可決するべきものと決した報告がありました。

議案第6号富士五湖広域行政事務組合監査委員の選任については、令和6年4月19日を任期満了となり、忍野村、天野貞夫氏、富士河口湖町、渡邊敏明氏が選任されました。

議案第7号富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員の選任については、令和6年4月20日をもって任期満了に伴い、富士吉田市、羽田政人氏が選任されました。

報告1件、議案7件、全て原案のとおり承認並びに可決することに決定いたしました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 続いて、青木が原ごみ処理組合議会、3番渡辺辰也君。

3番（渡辺辰也君） 青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

2月22日午前9時30分より招集され、会議が行われました。

議員7名と、会議事件説明のため、管理者、渡辺英之富士河口湖町長、副管理者、小林茂澄鳴沢村長をはじめ、事件説明のため執行部7名の出席がありました。

本会議において、まず、会期が２月２２日の１日間と決定されました。

会議事件は１件であります。

令和６年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算についての件で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，７０９万５，０００円と定めた原案のとおり可決されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 続いて、青木ヶ原衛生センター議会、３番 渡辺辰也君。

３番（渡辺辰也君） 青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

２月２２日午前１１時より招集され、会議が行われました。

議員１２名と、会議事件説明のため管理者、渡辺英之富士河口湖町長、副管理者、小林茂澄鳴沢村長をはじめ、事件説明のため執行部７名の出席がありました。

本会議において、まず、会期が２月２２日の１日間と決定されました。

会議事件は１件であります。

令和６年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出予算の議定についての件で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，１２０万８，０００円と定めた原案のとおり可決されました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 続いて、山梨県後期高齢者医療広域連合議会、１番 三浦秀康君。

１番（三浦秀康君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会令和６年第１回定例会について報告させていただきます。

会議は議員 22 名と、会議事件説明のため広域連合長、上村英司北杜市長をはじめ、執行部及び事務局 11 名の出席がありました。

会期は、令和 6 年 2 月 22 日 1 日間と決定されました。

議案第 1 号山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、議案第 2 号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも原案のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第 3 号令和 5 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算の件、内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ 5,856 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 6 43 万 1,000 円とするものであります。議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号令和 5 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の件、内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ 13 億 1,039 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,151 億 3,067 万 6,000 円とするものであります。議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号令和 6 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件、内容は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 2,440 万 5,000 円とするものであります。議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号令和 6 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,191 億 5,886 万 3,000 円と定め、一時借入金の借入れの最高額は 100 億円と定める

ものです。議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了させていただきます。

議長（渡辺正人君） 続いて、富士・東部広域環境事務組合議会、4 番 三浦雄一郎君。

4 番（三浦雄一郎君） 富士・東部広域環境事務組合議会について報告をさせていただきます。

令和 6 年 2 月 8 日午後 2 時より議員全員協議会が開催され、また、午後 3 時 15 分より令和 6 年第 1 回定例会が行われました。

会議は、議員 15 名と、会議事件説明のために管理者、堀内 茂富士吉田市長をはじめ、事件説明のために執行部及び事務局 22 名の出席がありました。

同日の全員協議会において、最初に報告事項についての説明があり、現金出納検査結果についてと一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書について報告等がありました。

次に、協議事項について説明があり、正副議長申合せ事項修正申出について、次に、令和 5 年度一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について承認を求める件、次に、令和 5 年度一般会計補正予算（第 2 号）について、次に、公告式条例の一部改正について、次に、財産（土地）の取得について、次に、令和 6 年度一般会計予算について、最後に、監査委員の選任について協議説明がなされました。

同日の定例会においては、議員 15 名と管理者、堀内 茂富士吉田市長をはじめ、執行部及び事務局 22 名の出席がありました。

最初に、会期の決定が通告され、会期は、2 月 8 日の 1 日間と決定されました。

最初に、承認第 1 号専決処分について承認を求める件について、

次に、議案第1号令和5年度一般会計補正予算について、次に、議案第3号財産（土地）の取得について、最後に、議案第4号令和6年度一般会計予算についてで、総額は、歳入歳出それぞれ7億293万9,000円とするもので、それぞれ審議され、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同意第1号富士・東部広域環境事務組合監査委員の選任について審議され、上野原市選出の小俣 崇議員が選出選任されました。

最後に、追加議案として、議長・副議長の辞職の件について審議され、新たにそれぞれ議長に大月市選出の萩原 剛議員、副議長に山中湖村選出の高村盛雄議員が選出選任されました。

以上で富士・東部広域環境事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第32号 令和5年第鳴沢村一般会計補正予算（第6号）

◎日程第4 議案第33号 令和5年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第5 議案第34号 令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（渡辺正人君） 日程第3、議案第32号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から日程第5、議案第34号令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡辺次男君。

予算決算常任委員長（渡辺次男君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第32号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から議案第34号令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）までの3議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、付託案件の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された3議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（渡辺正人君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第32号から議案第34号までの3件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第 3 2 号から議案第 3 4 号までの 3 件は、委員長報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（渡辺正人君） 起立全員です。したがって、議案第 3 2 号から議案第 3 4 号までの 3 件は、原案のとおり可決することに決定しました。

- | | | |
|----------|-----------|--------------------------|
| ◎日程第 6 | 議案第 3 5 号 | 令和 6 年度鳴沢村一般会計予算 |
| ◎日程第 7 | 議案第 3 6 号 | 令和 6 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算 |
| ◎日程第 8 | 議案第 3 7 号 | 令和 6 年度鳴沢村介護保険特別会計予算 |
| ◎日程第 9 | 議案第 3 8 号 | 令和 6 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算 |
| ◎日程第 1 0 | 議案第 3 9 号 | 令和 6 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算 |
| ◎日程第 1 1 | 議案第 4 0 号 | 令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計予算 |

議長（渡辺正人君） 日程第 6、議案第 3 5 号令和 6 年度鳴沢村一般会計予算から日程第 1 1、議案第 4 0 号令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡辺次男君。

予算決算常任委員長（渡辺次男君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第 3 5 号令和 6 年度鳴沢村一般会計予算から議案第 4 0 号令和 6 年度鳴沢村簡易水道事業会

計予算までの合計 6 議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る 3 月 14 日及び 15 日に開催し、付託案件の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただきます、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された 6 議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について十分に予算執行に活かされるよう、一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第 38 条第 1 項の規定により報告いたします。

議長（渡辺正人君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 35 号から議案第 40 号までの 6 件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第 35 号から議案第 40 号までの 6 件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（渡辺正人君） 起立全員です。したがって、議案第 35 号から議案第 40 号までの 6 件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第 12 発委第 1 号 鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件

議長（渡辺正人君） 日程第 12、発委第 1 号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 小林昭一君。

議会運営委員長（小林昭一君） 発委第 1 号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日公布、令和 6 年 4 月 1 日施行に伴い、議会に係る手続のオンラインによることを可能とするため、標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の改正を行う必要があるため、規則の一部を改正するものであります。

主な改正点について説明します。

議案の 2 ページをご覧ください。

会議規則中に規定される文書等のデジタル化、オンライン化については、通則的な規定として第 126 条及び第 127 条を新

設することにより対応しております。

第126条は、議会または議長もしくは委員長に対して行われる通知のうち、会議規則の規定において文書等により行うことが規定されているものは、議長が定める電子情報処理組織、いわゆるオンラインを使用する方法により行うことができること等を定めるものであります。

議案の5ページをご覧ください。

第127条は、第26条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第81条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む）を除き、会議規則の規定において議会または議長もしくは委員長が文書等を作成し、または保存することが規定されているものについては、議長が定めるところにより電磁的記録により行うことができることを定めるものであります。

なお、附則としまして、本規則は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で発委第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

本議案は、委員会提出議案でありますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託は省略いたします。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第 1 3 発委第 2 号 鳴沢村議会委員会条例の一部を
改正する条例を定める件**

議長（渡辺正人君） 日程第 1 3、発委第 2 号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 小林昭一君。

議会運営委員長（小林昭一君） 発委第 2 号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日公布、令和 6 年 4 月 1 日施行に伴い、議会に係る手続のオンラインによることを可能とするため、また、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延または大規模な災害等の発生等により委員会を開会することが困難な場合の特例として、委員会のオンライン開催を可能とするため、標準町村議会委員会条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

主な改正点について説明します。

第 1 3 条の 2 は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延または大規模な災害等の発生や、若者や女性など多様な人材の議会への参画を図る観点から、育児、介護等その他やむを得ない事由により委員会を開会することが困難な場合の特例を定めるものであります。

議案の３ページをご覧ください。

第２２条は、公述人が文書によりあらかじめ理由及び賛否について委員会に申し出なければならないことが規定されていますが、第２項に「委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織を使用する方法に行うことができる」と、オンラインによる方法を可能とすることを定めるものであります。

なお、附則としまして、本規則は、令和６年４月１日施行するものであります。

以上で発委第２号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

本議案は、委員会提出議案でありますので、会議規則第３６条第２項の規定により、委員会付託は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより発委第２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第１４ 同意第１号 鳴沢村教育長の任命に同意を求める件

議長（渡辺正人君） 日程第１４、同意第１号鳴沢村教育長の任命

に同意を求める件を議題といたします。

ここで、渡辺教育長から退席の申出がございましたので、これを許可いたします。

(教育長 渡辺厚子君 退場)

議長（渡辺正人君） 提出者から提案理由の説明を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件について提案理由をご説明申し上げます。

現教育長であります渡辺厚子氏が3月31日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、引き続き鳴沢村4046番地3、渡辺厚子氏を教育長として任命したいと思います。

ご存じのように人格が高潔で優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（渡辺正人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺正人君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

議長（渡辺正人君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎日程第15 一般質問

議長（渡辺正人君） 日程第15、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡辺永幸君からの「富士山登山鉄道構想について」の質問を許します。2番 渡辺永幸君。

2番（渡辺永幸君） 通告に基づき質問をさせていただきます。

富士山登山鉄道構想について伺います。

富士山が世界文化遺産登録から10年を迎えたことを契機に、山梨県では、世界遺産富士山の顕著な普遍的価値の保存と適切な利用を推進するための手段として、富士山登山鉄道構想の可能性を検討しています。

鳴沢村においては、令和6年1月24日にフジエポックホールで富士山登山鉄道構想の住民説明会が開催され、住民約120名の出席がありました。村長は令和5年9月議会定例会において、富士山登山鉄道構想については賛成と表明しています。一部の住民からは、富士吉田市では約6割が反対しているのになぜ鳴沢村では賛成なのかという意見も聞かれましたので、なぜ賛成なのか。また、富士山登山鉄道構想が実現した際、鳴沢村にどのようなメリットがあるのか、村長に伺います。

議長（渡辺正人君） 答弁を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 渡辺永幸議員の富士山登山鉄道構想についての質問にお答えいたします。

山梨県では、世界遺産登録が決定された当時のイコモス評価書において指摘された内容は、適正な利用として収容力を踏まえた来訪者管理をするということで、5合目の混雑、また頂上までの登山道を登る人数の適正化を求められています。また、環境保全として、クリーンな交通システムやライフラインが求められました。

現況では、電気は発電機で賄われ、水は自動車両による運搬で運ばれ、トイレは処理能力以上の使用を求められています。また、景観改善として、5合目は環境改善による観光地としての高付加価値を求められています。ここでは人工的景観が目立ち、信仰のシンボルともいえる小御嶽神社は少し奥まったところにあります。

これらの指摘された問題を解消するため、富士山登山鉄道構想が示されましたが、この構想は総論の中の一つであり、鉄道という言葉のインパクトが強過ぎて、そこだけが議論の対象として目立ってしまったと考えています。

富士吉田市で反対者が多いと聞いていますが、提案される事案

には賛成、反対は必ずあるものだと思います。そして、これは自分の置かれた状況や本人の価値観から判断するものなので、特にその理由について、私の立場から反対や批判できるものではないと考えております。よって、反対意見に対してはそれぞれの考えを尊重したいと思います。

私の賛成理由ですが、富士山は、世界文化遺産として認定されたことから、信仰の山として環境の保護に努めなければなりません。と同時に観光資源として活用しなければなりません。世界的に見ても第1級の観光資源です。ヨーロッパの山々の観光地の写真を見ると、よく電車が山をバックに写っている写真を見ます。一目見た瞬間にすばらしい場所だなと思います。観光地のアピールは第一印象がよいことが大きなウエイトを占めると 생각합니다。これが持続可能な未来の富士山観光地の姿だと胸を張れるものだと思います。そして、結果として、電気を5合目につなぐことによって利用用途が広がるし、また、オーバーツーリズムによるトイレの問題や景観改善など、結果的に問題解決につながっていくと考えています。

また、5合目の利用形態が変わることによって、新たな視点からの活用が考えられます。そこには、鳴沢村の行政区域があり、利用価値も上がっていくと思います。

先ほど富士山鉄道構想は総論の一部であると言いましたが、私が賛成している総論とは、富士北麓一帯を世界にも認められるアートシティにすることを目指そうとしていることです。その導線を各市町村に延ばし、学問、芸術、文化、スポーツの場所にしていこうというものです。富士山登山鉄道構想は、そのモビリティの一環だと思っております。

スケールの大きな話で、実現を不安視されるかもしれませんが、夢は大きく持ちたいものです。そして、これは鳴沢村にとって

も有益な事業だと考えています。

以上です。

議長（渡辺正人君） 渡辺永幸君に申し上げます。再質問などありませんか。2番 渡辺永幸君。

2番（渡辺永幸君） 丁寧な答弁、説明いただき、ありがとうございました。村長の答弁が村民の皆様方に周知されることにより、深く理解いただけることと思います。

私も近年のオーバーツーリズムは、今後の富士山の環境保全において重要な課題だと考えております。また、富士山登山鉄道構想の実現により、5合目が再開発され、インフラが整備されれば、鳴沢村も観光産業の発展につながるかと思います。

実現のためには、周辺市町村の長や議員等が集まり、議論を重ねていく中で合意形成を図っていくことが必要だと考えます。私も微力ではございますが、富士山登山鉄道構想が実現できるよう協力していきたいと思います。

以上で私の質問を終わりといたします。

議長（渡辺正人君） 以上で渡辺永幸君の一般質問を終わります。

次に、「健康増進の方策について」の質問を許します。8番 小林昭一君。

8番（小林昭一君） 健康増進の方策について、村長にお尋ねいたします。

令和3年度第2回定例会において、前村長にも質問させていただきました答弁で、今後は健康意識が低い方へどのように健康意識を高めていくかが課題となる。村としてもこのことを踏まえ、事業実施後も各個人がおののにおいて継続して行えるような事業を実施し、支援を行っていくことが必要であろうと考えるという答弁をいただいております。また、今後、先進的な自治体で実施している効果的な事業を調査研究し、事業実施に

ついて検討していきたいとのことでした。

これに対し再質問として、健康ポイントの対象となるものにゴルフ、テニス、各種スポーツ運動や健康状態を改善するスポーツイベント等への参加、フィットネスジムへの利用、歩数の計測、健康診断の受診、その他の保健師による健康改善プランなどの実施の取組が考えられますとの提案をいたしました。

フレイル予防や脳の活性化による認知症予防にもつながる健康システムの構築は非常に重要ではないかと思います。今年度予算でも新しいスポーツイベント等を計画しておりますけれども、より詳しく、その辺、新たな健康増進のプランについてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（渡辺正人君） それでは、答弁を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） ただいまの小林昭一議員の健康増進の方策についてという質問ですが、このことについては、担当の福祉保健課長が答弁いたします。

議長（渡辺正人君） 福祉保健課長 渡邊 積君

福祉保健課長（渡邊 積君） それでは、小林昭一議員からの健康増進の方策について、新たな健康増進プランの進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

鳴沢村では、平成30年3月に第8次鳴沢村健康増進計画を策定し、村民の健康維持と増進、食育推進に向けた取組を実施してきました。この間、少子高齢化の進行、福祉需要の増加と多様化、生活習慣病対策の強化など、様々な変化に対応してきましたが、前回ご質問をいただきました令和3年6月以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、既存事業の実施や新規事業の立ち上げが非常に難しい状況となってしまいました。そのため事業規模の縮小や内容を工夫し事業を実施する中、他の

自治体や先進的な事例を調査し、新規事業の検討を進めてまいりました。

村が実施した健診を受診し、一定の基準を上回る方を対象に、富士河口湖町のブルーアースの利用チケットを配布してきましたが、令和5年度からは村の武道館のトレーニングルームの利用券を追加し、運動習慣のきっかけづくりを推進しております。

令和6年度から令和17年度を計画期間とする第9次鳴沢村健康増進計画、第3次食育推進計画につきましては関連が多いことから、新たにいきいきなるさわ健康21プランと名称を定め、両計画を一体的に策定することといたしました。令和4年度から各種データの集計や村民アンケート調査を実施し、村の現況と今後の施策の方向性を整理し、鳴沢村健康づくり推進協議会で4回の検討を重ね、計画案を村のホームページに掲載し、パブリックコメントを募集しました。本計画では、村の健康に関する重点課題と今後の目標として10項目が抽出され、それぞれ対策を講じていく計画となっております。

健康への取組は、本来、自分自身で気づき、行うことが基本ではございますが、目標については、家庭で取り組むこと、地域で取り組むこと、行政が取り組むことをそれぞれ記載し、行政が気づきやきっかけづくりを提供し、家庭、地域で継続して実施していけるよう支援を行っていく計画となっております。

村の健康増進計画は、いきいきなるさわ健康21プランと称し、今年度中に取りまとめ、4月にホームページに掲載するとともに、概要版を全戸配布する予定となっております。令和6年度からは、この計画に基づき、住民の健康意識を高め、健康増進を推進してまいります。

また、本計画の見直しにあたり実施しました住民アンケートの結果から、20歳から69歳のおよそ半数がほとんど運動して

いないという傾向にあることが分かりました。このようなアンケート結果を受け、令和6年度は、現役世代を含め多くの住民に参加してもらい、運動へのきっかけづくりとなる新規事業を予算化し、前期と後期の2回、F C ふじざくら山梨と共同で実施する予定であります。

以上で、小林昭一議員からの質問に対する答弁でございます。

議長（渡辺正人君） 小林昭一君に申し上げます。再質問などはありませんか。8番 小林昭一君。

8番（小林昭一君） 令和6年度、まだ予算項目にないところもいろいろ計画しており、いきいきなるさわ健康プラン21は素晴らしいプランではないかと、4月に取りまとめるということなので、期待したいと思います。

また、アンケート結果にもあったように、20歳から69歳まではほとんど運動していないということもありますので、その辺を踏まえながら、前村長がおっしゃっておいりました、おのおのにおいて継続して行えるような事業としていただきたいと思います。

答弁の中でありましたが、家庭、地域、行政、それぞれ項目はありますけれども、ほかの行政地区においては、健康アプリ等、承知だと思っておりますけれども、そういうものを使って、健康診断を受ければ何ポイント、それから予防して改善していけばまたポイントと。それから、運動すれば何ポイント、歩けば何ポイントということで、ポイントを加算して、ある程度楽しみながら、ポイント別によって商品なんかも配っているところもあるようですけれども、民生費をうんと上げるよりは、そういう健康的な鳴沢村民をつくっていただいて、鳴沢でもほかの町村にないグリーンクラブというゴルフクラブがあつたりするんですね。毎月ゴルフをしたりしておりますけれども、それも結構、

八十何歳の人も歩きでは大変ですけれども、カートのときには参加していらっしゃる方も何人もいらっしゃるようです。

その辺も踏まえながら、その辺のいきいきなるさわ健康プラン 21 を取りまとめるときに、こういうような健康アプリみたいなものを取りまとめて、ポイント加算して商品をちょっと考えていくようなというふうな考えはいかがでしょうか。

議長（渡辺正人君） 答弁を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

確かにそういった工夫みたいなことをして、村民が運動にますます励んでいただくように、プラン等、工夫していきたいと思っています。

以上です。

議長（渡辺正人君） 小林昭一君に申し上げます。2 回目の再質問などありませんか。8 番 小林昭一君。

8 番（小林昭一君） 近隣では富士吉田市が、2022 年からやっているそうです。年齢制限はなくて、Pay Pay などのデジタルギフトと交換ができたり、山中湖村では2020 年から開始していますが、アプリなどはないですけれども、二十歳以上の村民、やはりこれも村内観光施設の金券、利用券を配布したりしているそうです。甲府市でも18 歳以上の方、確認できているということなので、年齢制限を問わず、家庭、若い人たちからお年寄り、高齢者まで、皆さんと一緒に家庭として健康づくりができればいいかなと思います。

フレイル予防のためや脳の活性化による認知症予防、これにもつながるシステムの構築、大変有意義だと思います。65 歳で働いている人の割合は令和4 年度統計調査では909 万人と過去最高になりました。4 人に1 人が働いているという状況ですので、健康で有意義な人生を過ごすためにも健康は欠かせない

と思いますので、ぜひ進めていただきたいとお願いしたいと思います。

以上ですけれども、提案を含めて私の一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（渡辺正人君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「地震火災を防ぐ補助制度の創設」の質問を許します。

6 番 渡辺次男君。

6 番（渡辺次男君） 地震火災を防ぐ補助制度の創設について質問いたします。

令和4年9月定例会において、小林昭一議員が同様の質問を行いました。そのときは富士五湖消防本部での感震ブレーカーの普及啓発は行っていない。家具類の固定と同様に自助の範疇であり、補助金制度は考えていない。今後は感震ブレーカーの普及、啓蒙を行うという回答でありました。

今回の能登半島地震でも発生した地震火災を防ごうと、東京都は3月末までに木造住宅密集地帯の32万世帯を対象に感震ブレーカーを無料配布する予定である。また、横浜市では感震ブレーカー取付け事業の補助制度は、これまで木造住宅密集地域を対象としていましたが、新年度からは市内全域の世帯に拡大する等の報道があります。

村民の生命と財産を守り、防災意識を高めるための補助制度の創設について、村長のお考えを伺います。

議長（渡辺正人君） 答弁を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 渡辺次男議員からの地震火災を防ぐ補助制度の創設についての質問にお答えいたします。

感震ブレーカーの啓蒙につきましては、防災意識の向上を図るため、防災週間に合わせ令和5年9月号の広報なるさわで感震ブレーカーによる電気火災対策の有効性について記事を掲載し

ております。また、補助等を行っている先進事例についても、インターネットを活用して情報収集しております。

次男議員のおっしゃるとおり、東京都では感震ブレーカーに設置補助を行っているようですが、全世帯を対象としているわけではなく、木造住宅密集地域といった、ひとたび火災が発生すると広範囲に燃え広がり、大火災につながるおそれのある地域に対して補助を行っているようであります。23区においても、東京都による補助から外れている世帯に対して補助を行っている区もあるようですが、対象者を住民税非課税世帯であるとか、高齢者だけの世帯等、何らかの制限を設けているようです。

横浜市においては、木造密集地域において補助を行っていましたが、この度の能登半島地震での大規模火災が起きたことを受け、令和6年度から全世帯に補助対象を広げ、設置を希望する方に対し、補助を行うとのことです。

本村でも感震ブレーカーの有効性については承知しているのですが、感震ブレーカーにも様々なタイプがあり、分電盤型タイプですと、機能は優れているのですが、標準的なもので5万円から8万円と高額になります。簡易タイプですと2,000円から4,000円と割安で電気工事も不要とのことですが、分電盤の形状によっては取り付けられないものや正常に作動しないこともあるようです。

このようにそれぞれのタイプによってメリット、デメリットがあり、補助を行う場合においてもどのようなタイプを推奨し、どのように補助していくのがよいか、県内自治体の動向を見ながら検討していきたいと思っております。

議長（渡辺正人君） 渡辺次男君に申し上げます。再質問などありませんか。6番 渡辺次男君。

6番（渡辺次男君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

前佐賀県武雄市長、樋渡啓祐氏は、講演の中で、行政の言う「検討します」は何もしませんという意味だとおっしゃっていましたが、本日の村長の検討するという発言は、前回のゼロ回答よりは数段も前進した回答と捉えております。今回の能登半島地震でも地域住民の防災に対する意識を高め、日頃からの地域のつながりが重要ということを再確認させられました。村民の防災意識を高め、自助、共助が機能するような施策については、私たち議員も協力したいと思っております。

富士山噴火、南海トラフ地震は、いつ起きてもおかしくないと言われております。後から後悔しないよう、できるだけ早く耐火耐震対策が実現することを期待して質問を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「村からの災害対策情報は分かりやすく、伝わりやすく、住民ファーストの発信か」の質問を許します。5番 土屋文明君。

5番（土屋文明君） 今回の一般質問は、村からの災害対策情報は分かりやすく、伝わりやすく、そして、住民ファーストの発信になっているかであります。

令和2年度のコロナ禍、当村では地方創生臨時交付金3,227万円を活用して、避難所備品と防災倉庫の整備により、防災対策の強化がされました。災害に備えた準備は整ったものの、災害に関する基本的な情報の住民開示が十分ではありません。このことは非常に残念でなりません。

例えば皆さんはホームページをご覧になったことがあるかと思うんですが、トップページから防災に関する、いざというとき（防災・安全）のバナーから入りますと、災害時の避難所一覧9か所が出てきます。これをクリックしますと、地図のアプリしか出てきません。これらは何と、場所の確認しかできません。

そこが一時避難所なのか、あるいは何をするための避難所なのか、宿泊滞在できる避難所なのか、そしてそこには何の設備があって、何が準備されているかも分かりません。被災された方にとっての必要な情報は、分かりやすく、そして簡単な入手が望まれます。

ご存じのとおり、防災は自助、共助、公助が3原則であります。この公助を具体的に示すことで、住民自身が自助として、自身が何を備えておけばいいのかなどを考えて準備する第一歩になります。

そこで、村長に伺います。各避難所や防災倉庫に配備している防災の用品、トイレ衛生設備、発電設備の状況、食料品の詳細、数量、定員数など、住民の皆さんにとって分かりやすい情報開示に向け早急な取組をすべきだと村長に伺います。

議長（渡辺正人君） 答弁を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 土屋文明議員からの村からの災害対策情報は分かりやすく、伝わりやすく、住民ファーストの発信かという質問に対しまして、総務課長から答弁をいたします。

議長（渡辺正人君） 総務課長 三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） それでは、土屋文明議員のご質問にご回答させていただきます。

土屋議員のご指摘のとおり、ホームページでの防災情報は、避難場所一覧が載っているだけであり、掲載情報についても第1次避難場所、第2次避難場所といった表記となっており、避難場所と避難施設の区分けとなっておりませんでした。ホームページでの情報については、住民にとって分かりやすいよう内容を整理いたします。

掲載情報につきましては、県内市町村の避難所情報を確認したところ、防災備蓄品までの情報まで掲載している市町村はなく、

また、備蓄品の中には高価なものもあるため、防犯面なども考慮し、防災備蓄品の掲載は行わず、地域防災計画に掲載されている各施設の収容可能人数などの情報を掲載するよう更新いたします。

また、令和２年度に整備いたしました防災倉庫につきましては、鳴沢小学校プール前に２基、総合センター駐車場南側に３基、林間公園駐車場に３基、エポックホール東側に２基の計１０基を整備いたしました。

備蓄品については、鳴沢小学校プール前から順次整備し、令和６年度に大田和公民館、山道ホールへの配備を行うことで配備が完了いたします。その後、５年ごとに各倉庫、施設の備蓄品を更新するような備蓄計画となっております。

これは、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを利用したもので、拠点ごとに物資の種類、数量等を管理できるとともに、国・県にも同様の情報提供が行われ、鳴沢村にはどのような物資がどれくらい備蓄されているのかが分かる仕組みとなっております。

本村で大規模災害が発生し、国・県の支援が必要となった場合、わざわざ村に備蓄品の数量等の確認をしなくても、迅速な支援体制が図られることとなります。また、備蓄食などは消費期限を入力することで、期限切れが近くなるとお知らせがメールで届くようになっており、これにより適切に備蓄品を管理することができております。

今後は、他の自治体のホームページなどで公開されている情報も研究しながら、鳴沢村ホームページの防災情報につきましてもよりよい内容にしていきたいと考えております。

以上で土屋議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人君） 土屋文明君に申し上げます。再質問などはあ

りませんか。5番 土屋文明君。

5番（土屋文明君） 今まさにホームページが見つらいということ
はご認識いただいたということなんで、早急なアップデートを
していくというのは少し安心しました。

ただ残念なのは、他の市町村では開示していないところもあり
ますと、あるいは高価だから全部出せないというできない理由
ではなくて、うちが最初にやっていきたいとか、今答弁にあり
ました、どういうふうな数量があるというのが内部では分かっ
ていても、来る人が安心しなきゃまずいわけです。その辺をも
う一度含めてアップデートしていただければいいのかなと。そ
して、内部だけで必要であれば、現在の執行部、各職員に対す
る防災情報の共有化は、本当にその数字が全員分かっているの
かと。実際分かっているのかということが問題ですから、その
辺も含めて精査していただきたいと思います。

現在、別荘地のほうは9か所の別荘地区があります。その中で
定住者が現在380世帯、おおよそ推定800人前後の住民が
いるわけですが、これは村人口の約30%弱の人間がおります。
また、別荘利用者は総戸数が1,000戸以上の別荘が建って
おります。固定資産税入っているんで、その辺お分かりだと思
うんですが、トップシーズンの週末になりますと、週末の移動
人口は1,000人以上来るわけです。

したがって、災害が出たとき、この今お話ししたような情
報が利用する方々にとっても、管理事務所等を通じてアップデ
ートしたものはきちっと伝え切るような方法をご検討いただき
たいというお願いが1つです。

今年度の移住者支援のほうの予算計上もありましたが、移住を
検討する人たちにとって、災害に備えた情報の発信というのは
環境整備でありますから、移住の意思決定する上で非常に重要

なファクターになるわけです。ぜひその辺も含めてきちっと見栄えがいいホームページの改定を早急にできることをお願いして質問を終わりたいと思います。

議長（渡辺正人君） 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。

次に、「インバウンド誘致の取組について」の質問を許します。

7番 三浦直樹君。

7番（三浦直樹君） インバウンド誘致の取組についてですが、コロナ禍の収束により、インバウンドが戻ってきています。円安も伴って、山梨県へ訪れる外国人観光客の数は右肩上がりであります。河口湖駅周辺は、欧米やアジア圏の観光客が集中しています。しかしながら、鳴沢村はその恩恵にあずかっていません。鳴沢村にも様々な施設や特産品があり、観光名所も点在しています。

W i - F i 環境の整備、多国語の表記、通訳など課題はありますが、道の駅なるさを拠点としたインバウンドの呼び込みが必要ではないでしょうか。河口湖駅から鳴沢村を通る周遊バスはありますが、1日の本数が少ないです。河口湖駅からのシャトルバスを運行するなどして活性化を図る考えはありませんか。村長にお伺いします。

議長（渡辺正人君） 答弁を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 三浦直樹議員からのインバウンド誘致の取組についての質問にお答えいたします。

日本政府観光局の年別訪日外国人旅行者数によると、コロナ禍前の2019年が3,200万人、コロナ禍の2020年が410万人、2021年が25万人、2022年が380万人、そして昨年の2023年が2,500万人と、コロナ禍前の約80%と、コロナの収束に伴い、訪日外国人旅行者数も回復しております。

富士山を臨む風景が美しい河口湖は、訪日旅行者に人気の観光地としてにぎわう反面、河口湖駅周辺の飲食店や公共交通機関でのオーバーツーリズムが問題となっております。

鳴沢村のインバウンド観光に対する取組は、道の駅の施設案内板の2か国語表記、W i - F i 環境の整備、キャッシュレス決済の導入などがあります。村内のインバウンド状況は、アジア系の観光客はバスなどのツアーが主で、欧米系の観光客は個人行動が主となっております。各施設の状況は、ふじてんスノーリゾートや鳴沢氷穴、富士緑の休暇村にはツアーを主体にアジア系の方が訪れております。

インバウンドを新たな観光産業として育てていくには、近隣市町村と比較し、観光の核となる名所や観光施設、インバウンドに対応した宿泊施設が少ないことが課題にあります。

河口湖駅から河口湖北岸を通り、大石公園の河口湖自然生活館までを往復するレッドラインは毎日36往復しており、河口湖駅から河口湖南岸、そして西湖を1周するグリーンラインは毎日8往復しております。また、河口湖駅から本村を通り、本栖湖まで往復するブルーラインは毎日5往復しており、村でも平成28年の運行以来、毎年約140万円を負担金として支出しております。

今のところ村独自で河口湖駅からのシャトルバスの運行は費用対効果の面からも考えておりませんが、今後は道の駅なるさわの指定管理者であるJA鳴沢村と連携を取りながら、インバウンドに対する利便性の向上や売上増加に向けた方策等を検討していきたいと考えております。

以上で、三浦直樹議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人君） 三浦直樹議員に申し上げます。再質問などあ

りませんか。7番 三浦直樹君。

7番（三浦直樹君） 昨年度の山梨県へのインバウンドの観光客の数ですが、130万人ということで、かなり多くなっています。富士河口湖町、また富士吉田市でも様々な対応をされているようです。

鳴沢村でもイベントをいろいろ企画しているようですが、イベントに合わせてシャトルバスを無料で出すような考えはどうでしょう。

議長（渡辺正人君） 答弁を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） ただいまのところでは、そのようなことは考えていないですけれども、もし鳴沢村が観光地としてもっと有名にというか、インバウンドのお客さんが呼べるような、また、先ほど申しました道の駅を通るバス等が観光客でいっぱいになると、そこで降りてくれるお客さんがいっぱいになるというようなことでしたら、そういったことを考えていきたいと思います。

議長（渡辺正人君） 答弁が終わりました。

三浦直樹君に申し上げます。2回目の再質問などがありますか。

7番 三浦直樹君。

7番（三浦直樹君） そうですね、ぜひ村の観光のほうにも力を入れていただいて、観光協会の協力も得ていろいろと対応していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上でインバウンド誘致の取組についての一般質問を終わります。

次に、「村内の土地区画整理計画について」の質問を許します。

7番 三浦直樹君。

7番（三浦直樹君） 村内には、住宅が密集してしまっていて道が広げ

られず、車が擦れ違ふことができない道路や緊急車両が入っていくのが困難な道もあります。現在、住宅など建設の予定がない土地であっても区画整理を行い、見通しのよい広い道路を整備し、住みやすいむらづくりをしていく考えについて、村長に伺います。

議長（渡辺正人君） 答弁を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 三浦直樹議員からの村内の土地区画整理計画についての質問にお答えいたします。

本村の都市計画についてのご質問かと思われませんが、令和3年7月に改訂されました山梨県都市計画区域マスタープランにより、現在、本村は全域が都市計画区域外となっております。行政が行う都市計画とは、都市計画法に基づいて土地利用のルールを設定し、生活に必要な道路などの施設を整備することにより、安心・安全で快適に生活できるまちをつくるということですが、そのためには用途地域の設定などの一定の規制等を定めた計画が必要となります。

本村は、先ほど申し上げましたとおり都市計画区域外であることから、都市計画法の適用がないため土地利用規制が緩く、無秩序な土地利用が今後進んでしまう可能性があります。

このようなことから、山梨県、北杜市、市川三郷町、身延町、南部町、本村で構成される都市計画勉強会が山梨県主導で令和4年度から実施されています。勉強会では、根拠法である都市計画法の解説や市町村で抱えている課題を把握し、それぞれの地域に合った都市計画について再考していくことを目的に、勉強会が先月も行われたところであります。

この勉強会では、次年度からそれぞれの地域分析を含めた実務的な内容が計画されておりますので、この勉強会を有意義に捉え、本村に合った都市計画設定に向けて様々な検討を行ってい

きたいと思います。

以上で三浦直樹議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡辺正人君） 三浦直樹君に申し上げます。再質問などありませんか。7番 三浦直樹君。

7番（三浦直樹君） 現在、新庁舎等企画があるわけですが、それに合わせて区画のほうを考えていることもあるのでしょうか、お伺いします。

議長（渡辺正人君） 答弁を求めます。村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） ただいまのところは計画の段階ですので、検討するということしかまだ言えません。

以上です。

議長（渡辺正人君） それでは、答弁が終わりました。

三浦直樹君に申し上げます。2回目の再質問はありますか。7番 三浦直樹君。

7番（三浦直樹君） 全ての村民が安全で快適にと感じる道路を整備していただいて、形の整った利用しやすいものを検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（渡辺正人君） 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。
これにて一般質問を終わります。

◎日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（渡辺正人君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（渡辺正人君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和6年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月21日

議会議長

署名議員

署名議員